

令和3年度森林・山村多面的機能発揮対策事業の概要（前年度からの変更点）

（一財）都市農山漁村交流活性化機構

1. 関係人口創出・維持タイプの新設（サイドメニュー）

- ・関係人口（地域外関係者）が参加する森林管理保全活動を支援（5万円／年）
- ・対象となる活動は、地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
- ・関係人口創出・維持タイプは、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施可。
- ・10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行ってください。
- ・ここでいう地域外関係者とは、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者としてします。
- ・地域外関係者を受け入れるための調整や準備に従事した構成員の人件費は対象。地域外関係者のための保険料や消耗品も対象。地域外関係者に対する人件費の支払は対象外。
- ・関係人口創出・維持タイプに地域外関係者として参加した人物に対しては、同一年度に他のタイプと重複した適用（人件費、保険料、消耗品費）は受けられません。
- ・詳細は別紙のとおり。

2. アドバイザー制度の創設

- ・活動組織からの要請に応じて、交付金の活動について助言するアドバイザーを派遣。
- ・派遣旅費と謝金は当機構が負担。
- ・ただし、派遣回数等に制限あり。

3. 交付上限額の変動

取組み年数に応じて交付金の単価が変わります。

- ・里山林保全及び森林資源利用タイプは1年目12万円、2年目11.5万円、3年目11万円
- ・侵入竹除去・竹林整備は1年目28.5万円、2年目26.5万円、3年目24.5万円

4. 作業安全のためのチェックシート提出の義務化

この機会に、作業安全の取組みを自己点検して下さい。

5. 申請書等の押印省略

申請書と報告書は押印省略となります。

ただし、森林所有者と締結する協定書、人件費領収書等は引き続き自署又は押印をお願いします。

関係人口創出・維持タイプ（サイドメニュー）について

関係人口（地域外関係者）が、地域住民と共同で森林保全管理活動を継続して実施するためには、地域住民が主体となった従来の取組とは違い、事前に活動内容をしっかりと調整することや受入環境を整備するための取組を支援する必要。

◎関係人口・創出維持に向けた課題と対応

これまでの取組の課題

- ✓ 単発（イベント）的な活動で終わり、継続的な活動につながらない
- ✓ 従来対応（地域住民を主とした取組）と違って
 - ・地域外からの参加となる
 - ・森林内での作業を実施したことがない
 - ・安全装備や作業道具を所持していない等の実態があり、安全な作業に向けた環境整備が必要

対応策（交付金の支援内容）

- ✓ 活動組織と地域外関係者による綿密な打ち合わせ
 - ・活動現地の確認と作業内容、作業計画の調整
 - ・活動後の意見交換を通じた活動方針の調整
- ✓ 地域外関係者の安全参加に向け
 - ・現地までのアクセス道の整備（草刈りなど）
 - ・森林内での立入禁止（危険）個所の表示
 - ・作業内容の事前説明、当日の作業補助
 - ・安全装備や作業道具、保険の手配
 - ・簡易トイレ（リース）の設置（既存メニューを拡充し対応）等の準備を実施

支援は年1回、5万円を上限

関係人口創出・維持タイプ（サイドメニュー）について

- ・ 関係人口創出・維持タイプに取り組むための要件
次の4つの要件を満たす、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定
 - ①メインメニューと併せて実施する（本サイドメニューの単独実施は不可）
 - ②10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行う
 - ③地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う
 - ④採択申請書に地域外関係者の相手先を記載する
- ・ 上記要件を満たさない（満たさなかった）場合は、交付金を交付しない（交付金を返還）。

◎関係人口・創出維持タイプの流れと要件の確認（イメージ）

